



2025年5月22日

各位

会社名 株式会社フライヤー
代表者名 代表取締役 CEO 大賀康史
(コード番号: 323A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 望月剛
(TEL 03-6212-5115)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年4月22日開催の取締役会において、定款の一部変更について2025年5月28日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- ① 剰余金の配当基準日について、中間配当の基準日に加え、毎事業年度末日を剰余金の配当基準日として設定するものであります。
- ② その他必要な文言の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(監査役を選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(監査役を選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>3分の1以上</u> を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(中間配当) 第46条 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u> <u>(第1項の移動)</u> <u>(新設)</u>	(剰余金の配当の基準日) 第46条 <u>当社は毎事業年度末日を基準日として期末配当を行うことができる。</u> 2 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 3 <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日：2025年5月28日
定款変更の効力発生予定日：2025年5月28日

以上